## 移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)

(6年度)

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

事業者名 小田急電鉄株式会社 代表者名 取締役社長 鈴木 滋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
  - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
  - ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道 駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
相模大野駅 海老名駅 中央林間駅 大和駅	・ホームドアの供用開始(2024年度)※1~4番ホーム ・ホームドアの供用開始(2024年度)※1~4番ホーム ・ホームドアの供用開始(2024年度)※1・2番ホーム ・ホームドアの供用開始(2024年度)※1~4番ホーム	・供用開始済み

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
お手伝いを必要 とされるお客さ まへの応対教育	を図る。	<ul><li>教育を実施済み</li><li>教育を実施済み</li></ul>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助に必要な人 員の配置	・お体の不自由なお客さまが安全・安心に駅をご利用できるように、介助専属要員を適切に配置する。	<ul><li>体制整備を実施中</li></ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームと車両との段差・隙間解消に関する情報		<ul><li>更新作業を実施中</li></ul>
提供 バリアフリー情 報の提供	<ul><li>・バリアフリー情報サイト「らくらくおでかけネット」に 掲載される、当社駅のバリアフリーに関する情報を適宜 更新する。</li></ul>	・更新作業を実施中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

の実施状況
お持ちの方 G会をWEB ご実施済み
Fみ
才象者資格取 *
f A
; F

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用者に対する 啓発活動	<ul><li>・車内アナウンスを通じ、旅客へ優先席や車いすスペース の利用について周知を図る。</li></ul>	・適宜実施済み

		・単内プラリンスを通じ、旅客へ優先席や単い。スペースの利用について周知を図る。	・適且美胞資み	
(2)	移動等円滑化の	促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状	況	
(3)	報告書の公表方	法		
弊社ホームページに掲載(https://www.odakyu.jp/safety/barrier_free/)				
(4)	その他			

唐木田 駅 多摩

線 東京都 多摩市 唐木田

14,316 人

0

69 EP

0 0 0 0 0

70 駅 70 駅

リ 駅 27 17 駅 リ 基 40 (22) 箇所

小田急電鉄

## 移動等円滑化取組報告書 (鉄道駅)

(6年度)

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

事業者名 小田急電鉄株式会社 代表者名 取締役社長 鈴木 滋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	0	
(2)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置 又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社 に対し50%以上出資している中小企業者である。		

## (第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
  - 2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に $\bigcirc$ 印を記入し、(合計)には、 $\bigcirc$ 印の合計数を記入すること。
  - 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  - 6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  - 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共 交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれ の合計数を記入すること。
  - 8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  - 9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  - 10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  - 11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合 に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に ○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○ 印の合計数を記入すること。
  - 15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は―印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○ 印の合計数を記入すること。
  - 16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1 号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  - 17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの 基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  - 19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  - 20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。